

富岡産業団地
立地協定書

令和 年 月 日

福島県富岡町長

〇〇〇〇〇〇〇〇

山本 育男

代表取締役 〇〇 〇〇

立地協定書(案)

富岡町長 山本 育男(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、乙が福島県双葉郡富岡町「富岡産業団地」に設置する工場等(以下「本件工場」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(基本事項)

第1条 甲と乙は、乙が富岡産業団地に本件工場を設置することについて合意し、甲は、別に示す土地(以下「本件土地」という。)を乙に貸し付けるものとする。

2 本件土地の貸借は、別途、町有財産賃貸借契約を締結するものとする。

(相互協力)

第2条 甲と乙は、乙の事業活動が円滑に行われるとともに、地域経済の発展のため、信義誠実を重んじ相互に協力するものとする。

(本件工場設置に関する責任分担及び費用負担)

第3条 本件土地に乙が設置する本件工場については、乙の責任と費用をもって設置するものとする。また、本件工場の設置にあたり考慮すべき周辺対策についても、乙の責任と費用をもって行うものとする。

(公害防止等)

第4条 乙は、福島県工業開発条例の他、事業のために本件工場を設置し、事業を継続する上で適用される関係法令を遵守し、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講じなければならないものとする。

2 乙は、事業活動に伴い生じた紛争等について、乙の責任と費用をもって解決しなければならないものとする。

3 乙は、地域との共存を図るよう努めるとともに、関係行政区からの申出については真摯に受け止め、誠意をもって対応しなければならないものとする。

(労働力の確保)

第5条 乙は、地域振興の観点に立って、本件工場操業に係る従業員を採用するにあたっては、富岡町民を優先的に採用するよう努めることとし、甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するよう努めるものとする。

(労働条件)

第6条 乙は、労働関係法令の規定を遵守し、従業員の労働条件、安全就業及び福利厚生等について十分配慮するものとする。

(報告の徴収及び立入調査に関する事項)

第7条 甲は、乙に対し、乙の事業に関連する関係法令の施行・遵守するために必要な事項を報告させ、又は甲の職員を本件工場に立ち入らせ、帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による立入調査を正当な理由なく拒むことができないものとし、誠実にこれに応じなければならないものとする。

3 第1項の規定による立入調査には、乙の了解のもと、本件工場周辺行政区の代表その他関係者を同行させることができるものとする。

(権利義務の継承)

第8条 乙において、合併、譲渡その他の理由により、本協定書で定められた権利義務を第三者に継承させる必要が生じた場合は、事前に甲の同意を得なければならないものとする。

(協議)

第9条 乙は、本件工場が経済情勢や不測の事態等の事情により操業短縮等に至る恐れのある場合は、事前に甲にその旨及び原因事実について報告し、対応策について、甲と協議するものとする。

(協定の解除)

第10条 乙が富岡町での事業活動を中止した場合又は法令若しくは公序良俗に反する行為等により、立地協定を締結する者として相応しくないと甲が認める場合には、甲は、本協定を、乙に事前に通告することなく、書面をもって解除することができるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
富岡町
富岡町長 山本 育男

乙

別紙

工場等概要及び工場等建設計画

1. 工場等の名称、所在	名 称： 所在地：
2. 工場等用地の面積	工場等敷地面積 : 約 m ²
3. 工場等建設計画	(1) 工場等建設着手予定 : 年 月 (2) 工場等操業予定 : 年 月
4. 事業内容	
5. 雇人員	